



委託契約書

- 1 委託業務の名称 北九州市立●●小学校 給食調理等業務委託
- 2 委託料 ￥ —
(消費税相当分及び地方消費税相当分は代価支払いの際に加算する。)
- 3 契約保証金
- 4 契約期間 令和8年3月1日から令和13年3月31日まで
- 5 業務履行場所(対象) 北九州市立●●小学校内

上記の委託業務について、北九州市を発注者とし、受託者を受注者として、次の条項により委託契約を締結する。

この契約書は、3通作成し、発注者、受託者、保証人各1通保有するものとし、この契約は、次のとおり各自それぞれ記名押印したときに確定する。

令和8年○月○日

発注者 北九州市 代表者 印

受注者 受託者 住所
商号又は名称 印
代表者

保証人 住所
商号又は名称 印
代表者

(総則)

第1条 発注者は、受注者に対して、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受注者はこれを受託する。

(1) 頭書の業務履行場所において、発注者が指定する器材、施設等（以下「指定器材等」という。）を利用し、発注者の供与した給食材料等を、発注者の作成した献立、手引書等及び関係法令等に従い調理し、発注者の指定する食数の給食を発注者の実施する給食事業の用に供する業務

(2) 前号の業務に付随する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、発注者と受注者とが協議の上決定した業務

2 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約書及び別添の仕様書（以下「仕様書」という。）等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(実施の方法)

第2条 受注者は、仕様書等及び発注者の指示監督に基づいて、委託業務を実施しなければならない。

2 この契約期間中における給食基本食数及び給食基本日数は、仕様書で定める。

3 この契約期間中における給食基準調理員数は、仕様書で定める。

4 受注者は、仕様書に定めのない事項については、発注者と協議して実施するものとする。

5 受注者は、委託業務の実施に当たって、学校給食が学校教育活動の一環として実施されていることを十分認識し、この旨を受注者が雇用し委託業務に従事させるもの（以下「従事者」という。）に対し、周知しなければならない。

(委託料の支払い)

第3条 受注者は、発注者により委託業務の履行を完了した確認を受けた後に、発注者の指定する方法により、毎月1回、発注者に頭書の委託料を請求するものとする。

2 発注者は、受注者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

3 契約期間の終期が月の途中であるときは、当該月の委託料は日割計算によるものとする。

4 発注者の責に帰すべき理由により委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

5 発注者は、授業その他の学校行事を実施するに当たり必要と認めるとき、又は台風、大雪、地震などの天災地変やインフルエンザその他の疾病の流行により必要と認めるときは、前条第2項に規定する給食基本日数に関わらず給食を実施しないことができる。この場合において、契約内容、又は委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

6 前項の場合において、受注者の責めに帰すべき事由により給食を実施しなかった場合、又は食数が大幅に減少した場合は、当該日数について、仕様書に定めるところにより委託料を減額する。ただし、給食を実施しなかった事由、又は食数が大幅に減少した事由が、発注者の責めに帰すべき事由による場合、又は発注者と受注者いずれの責めに帰すべきか判明しない場合は、当該日数の委託料については、発注者と受注者が協議して定める。

7 発注者は、授業その他の学校行事を実施するに当たり必要と認めるときは、前条第2項に

規定する給食基本日数に関わらず給食を実施することができる。この場合において、各年度又は仕様書で定める期間の給食を実施した日数が各年度又は仕様書で定める期間の給食基本日数を超えるときは、当該超える日数について、仕様書の定めるところにより、委託料を増額する。

8 第5項から第7項までの規定により委託料を減額又は増額する場合において、契約保証金の金額は変更しないものとする。

（契約保証金の還付）

第4条 発注者は、受注者の委託業務の履行を担保する必要がなくなったときは、受注者に契約保証金を還付する。ただし、契約保証金には利子を付さないものとする。

（業務計画書等の提出）

第5条 受注者は委託業務の実施に当たり、発注者が求める場合には業務計画書等を作成し、発注者に提出してその承認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の受注者から提出された業務計画書等の内容に不適当な箇所があると認めるときは、受注者に指示して、当該箇所の変更又は修正をさせることができる。

（報告義務等）

第6条 受注者は、仕様書の定めるところにより、業務報告日誌を作成して発注者に提出し、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施に当たって事故が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに発注者に通知するとともに、事故に対し十分の措置を講じなければならない。

3 受注者は、仕様書に定める方法以外の方法で委託業務を処理する必要が生じたとき、又は委託業務に付随して実施する必要がある業務が生じたときは、発注者に、直ちにその旨を報告し、発注者と協議して業務を実施するものとする。

（調査等）

第7条 発注者は、受注者の委託業務の実施状況について随時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

（再実施の請求等）

第8条 発注者は、受注者の実施した委託業務が仕様書に定めるところに適合しないときは、受注者にこれに適合させることを請求し、受注者は、再実施による履行の追完しなければならない。

（従事者の配置等）

第9条 この契約に従事する従事者については、仕様書に定めるところにより、事前に必要書類を提出しなければならない。

2 受注者は、第2条第3項に規定する給食基準調理員数の半数以上について、次に掲げる免許のいずれかを有する常勤の従事者（もっぱらこの委託業務に従事し、1従事日につき休憩時間を除き7時間以上従事することを常態とする者をいう。以下同じ。）を配置しなければならない。

(1) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条に規定する栄養士の免許（以下「栄養士免許」という。）

(2) 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条に規定する調理師の免許（以下「調理師免許」という。）

3 受注者は、委託契約期間の最初の4月1日から翌年3月31日までの間において、学校給食の経験者（もっぱらこの委託業務に従事し、1従事日につき休憩時間を除き7時間以上従事することを常態とする者であって、次に掲げる学校給食のいずれかの調理経験を有する者をいう。以下同じ。）を1名以上配置しなければならない。

(1) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条に規定する学校給食

(2) 特別支援学校の幼稚園部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号)第2条に規定する学校給食

(3) 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間学校給食

- 4 前項に規定する学校給食の調理経験については、通算1年間以上の期間において1従事日につき休憩時間を除き6時間以上従事することを常態としたものでなければならない。
- 5 受注者は、栄養士免許又は調理師免許のいずれかを有する学校給食の経験者（以下「免許を有する学校給食経験者」という。）を、第2項に規定する常勤の従事者に充てることができる。
- 6 受注者は、常勤の従事者、又は免許を有する学校給食の経験者のうちから委託業務の実施の総括を行う責任者（以下「業務総括責任者」という。）を定めなければならない。
- 7 業務総括責任者は、健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食施設、又は、1回100食以上若しくは1日250食以上を多数の者に対して継続的に提供する調理施設であって北九州市が認めたもの（以下「特定給食施設等」という。）において3年間以上の調理経験を有する者、又は北九州市の学校給食調理等業務委託において2年間以上の調理経験を有し、かつ常勤の従事者の経験を1年間以上有する者でなければならない。
- 8 常勤の従事者、学校給食の経験者及び業務総括責任者以外の従事者については、仕様書の定めるところによる。
- 9 受注者は、学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に適合しない者を委託業務に従事させてはならない。
- 10 受注者は、従事者が学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に適合しないことを知ったときは、直ちにその者を委託業務から除外させ、必要事項を記入した書類を速やかに発注者に提出しなければならない。
- 11 受注者は、やむを得ない理由により従事者等の異動又は交替を行う場合は、事前に発注者に通知しなければならない。
- 12 受注者は、従事者の異動、交替又は代替を行おうとするときは、従事者の熟練性を確保するため、必要最小限度の範囲にとどめるようにしなければならない。

（従事者等の指導・監督等）

第10条 受注者は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等労働関係法令を遵守するものとし、従事者等に関する指導監督及び人事管理又は労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

- 2 業務総括責任者は、業務履行場所に常駐し、委託業務の遂行に当たっての指導監督を行わなければならない。
- 3 受注者は、業務総括責任者に、委託料の請求、契約の締結、解除及び変更に係る事項を除き、この契約に基づく権限を代理させることができる。

（契約の変更等）

第11条 発注者は、学校給食の実施方式の変更、又は学校の統廃合その他、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 第1項の規定により契約内容を変更する場合において、委託料が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の金額を変更するものとする。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第12条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、委託料その他の契約内容を変更することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による契約内容の変更の場合に準用する。

（再委託等の制限）

第13条 受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただ

し、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

（発注者の解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。

- (1) 委託業務の実施が著しく不適當若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
 - (2) 発注者に対し、不法行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行ったとき。
 - (3) 市の登録業者として不適當と認められる行為があったとき。
 - (4) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。
 - (5) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、そのことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
 - (6) 第17条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
 - (7) 第27条又は第30条の規定に反する行為を行ったことを発注者が認めたとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、この契約又は北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、契約保証金を納付していないときは、受注者は委託料の100分の5に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
- 3 受注者が、この契約に定める条項に違反した場合で、契約を解除するまでに至らなかったときは、発注者は、受注者に支払うべき委託料を減額して支払うことができる。この場合における減額の割合については、発注者の認定によるものとし、受注者はこれに異議を申し立てないものとする。

（暴力団関与の場合の解除権）

第15条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当

該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為の場合の解除権)

第16条 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。第20条において同じ。）又は受注者の使用人（支店若しくは営業所（常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で役員を除く。第20条において同じ。）がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく契約を解除することができる。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条又は第19条の規定に違反したことに対する同法第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）確定したとき。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事前に通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条第1項の規定により、発注者が履行を一時中止させる場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第11条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の委託料の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(損害賠償責任)

第18条 受注者は、委託業務の実施に当たり、受注者の責めに帰すべき理由による感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法114号）に規定する感染症その他食中毒等食品衛生に係る事故のため第三者（発注者の職員を含む。以下本条において同じ。）が被った損害を、発注者が当該第三者に対し賠償したときは、当該賠償額について、発注者からの求償に応じなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定するもののほか、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき理由により発注者又は第三者が被ったすべての損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第19条 受注者は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

- (1) 天災事変、暴動その他不可抗力による場合
- (2) 指定器材等の瑕疵に基づく場合
- (3) 受注者がこの委託業務の実施中に、発注者（発注者の職員を含む。）の故意又は過失により第三者の身体又は財物に損害を与えた場合

(談合等に伴う損害賠償)

第20条 受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し第16条各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は業務の完了の有無にかかわらず、発注者に対する損害賠償として委託料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。
- 3 第15条第3項の規定は、第1項の賠償金（第16条の規定による解除があった場合に限る。）について準用する。

(違約金等の徴収方法)

第21条 発注者は、この契約に基づき受注者から違約金等を徴収することができるときは、受注者に支払うべき委託料から控除し、なお不足額があるときは、これを受注者から追徴することができる。

（業務従事者損害の負担）

第22条 委託業務の実施に当たって、受注者の従事者等が損害を受けたときは、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

（保証人への履行請求）

第23条 受注者が保証人を立てたときは、発注者は、受注者が委託業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、保証人に対し、委託業務の履行又はこの契約に関する損害金の支払を請求することができる。ただし、発注者は、第14条第1項の規定によりこの契約を解除することを妨げられない。

2 保証人は、前項の規定による請求があったときは、受注者に代わってその履行の責めを負うものとする。

3 発注者は、第1項の規定により委託業務の履行を請求したときは、受注者がその請求のときまでに履行した部分で、発注者の検査に合格したものに対する委託料については受注者に支払い、保証人が自ら履行した部分については、当該部分に対する委託料を保証人に直接支払うものとする。

（指定器材等の供与）

第24条 発注者は、受注者が委託業務を実施するに当たり、必要と認める範囲の指定器材等を受注者に無償で供与するものとする。

2 受注者は、指定器材等を委託業務の実施以外の目的に使用してはならない。

3 受注者は、契約期間中において指定器材等を学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に従い、清潔に保たなければならない。

4 受注者は、契約期間中において指定器材等の瑕疵を発見したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

5 発注者は、受注者が委託業務を実施するために、頭書の業務履行場所において直接必要とする電力、用水等があるときは、受注者に無償で供給するものとする。

6 受注者は、委託業務の実施に当たり、頭書の業務履行場所において指定器材等以外の物件を利用しようとするときは、事前に発注者に通知し、その承認を受けなければならない。

7 第1項及び第5項に規定するもののほか、この委託業務を実施するために必要な費用の負担区分については仕様書に定める。

（解除等に伴う措置）

第25条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、発注者が受注者と再度この委託契約を締結したとき、又は発注者が措置する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 指定器材等を、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

(2) 受注者が指定器材等に委託業務を実施するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

(3) 発注者の指定する期日において、発注者の指定するものに対し、委託業務を実施するために必要な知識、経験等について説明すること。

2 受注者が、正当な理由がなく発注者の指定する期間内に前項の措置をとらないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分その他の措置を行い、指定器材等を原状に復することができる。この場合において、受注者は、発注者の措置等に対して異議を申し立てることができないものとし、発注者の措置等に要した費用を負担しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第26条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限

りでない。

（秘密の保持）

第27条 受注者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（特許権等の使用）

第28条 受注者は、委託業務を実施するに当たり、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（緊急時の措置）

第29条 受注者は、給食の安全又は衛生に重大な影響を与えるおそれがある事情が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示を受け、又は発注者と協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、当該措置をとった後直ちに、その措置の内容を発注者に報告しなければならない。

2 受注者が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（個人情報の保護）

第30条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施（処理）により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 受注者は、委託業務を実施するために個人情報を取得する場合は、法第20条に基づき、偽りその他不正な手段により取得してはならず、また、法第18条に基づき、あらかじめ本人の同意を得ずにその業務の目的の達成のために必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

4 受注者は、委託業務の実施により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

5 受注者は、委託業務を実施するに当たって個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

6 受注者は、委託業務の実施上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者の立会いのもとに廃棄しなければならない。

7 受注者は、委託業務の従事者に対し、法第176条及び第180条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。

8 受注者は、個人情報に関し事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

9 受注者が受託した業務を再委託する場合には、当該再委託先となる者においても、本条第1項から第8項の規定を準用する。

（契約の費用）

第31条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（協議）

第32条 この契約に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。